○文部科学省告示第六十一号

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第十三条第三項並びに第十四条の三第二項及び第三項の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　文部科学大臣　下村　博文

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第24⑺中「第89」を「第90」に改め、第24中⑺を⑻とし、⑹を⑺とし、⑸を⑹とし、第24④中「第86」を「第87」に改め、第24④を第24⑤とし、第24③中「第85」を「第86」に改め、第24中③を④とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　「第85　特定の有価証券に係る会計処理」を行うこととされた有価証券の投資事業有限責任組合損益相当額評価損相当額、財務収益相当額又は売却損益相当額

第31第2号③中「貸借対照表価額とし」の下に「、「第85　特定の有価証券に係る会計処理」を行うこととされた有価証券を除き」を加え、同号④中「その他の有価証券」を「その他有価証券」に、「及び」を「、」に改め、「関係会社株式」の下に「及びその他の関係会社有価証券」を加え、同号中④を⑸とし、③の次に次のように加える。

⑷　その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第85　特定の有価証券に係る会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。

投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。

第55第2号中「損益外減損損失相当額の累計額」の下に「、「第85　特定の有価証券に係る会計処理」を行うこととされた有価証券の損益外有価証券損益相当額の累計額（確定）又は損益外有価証券損益相当額の累計額（その他）」を加え、「第89」を「第90」に改め、「損益外減損損失累計額」の下に「、損益外有価証券損益累計額（確定）又は損益外有価証券損益累計額（その他）」を加え、「控除」を「加算又は控除」に改める。

第56中「損益外減損損失累計額（一）」を「損益外減損損失累計額（一）
損益外有価証券損益累計額（確定）（±）
損益外有価証券損益累計額（その他）（±）」に改める。

第73第1号中「損益外減損損失相当額」の下に「、損益外有価証券損益相当額（確定）、損益外有価証券損益相当額（その他）」を加える。

第74中Ⅹを Ⅻとし、Ⅳから Ⅸまでを2ずつ繰り下げ、Ⅲの次に次のように加える。

Ⅳ　損益外有価証券損益相当額（確定）	ＸＸＸ
Ⅴ　損益外有価証券損益相当額（その他）	ＸＸＸ

第121を第124とし、第120を第123とし、第119を第122とする。

第12章第7節を第8節とする。

第118を第121とし、第117を第120とする。

第12章第6節を第7節とする。

第12章第5節の次に次の1節を加える。

第６節　連結国立大学法人等業務実施コスト計算書の作成基準

第118　連結国立大学法人等業務実施コスト計算書作成の基本原則

1　連結国立大学法人等業務実施コスト計算書は、国立大学法人等の業務実施コスト計算書に、国立大学法人法施行規則第14条の３第３項の規定に基づき、同条第１項の指定を受けた有価証券を発行する特定関連会社の損益を追加して作成する。

2　連結国立大学法人等業務実施コスト計算書に記載する特定関連会社の損益は連結法人相互間の損益に係る取引を消去して計算する。

第119　表示区分及び表示方法

連結国立大学法人等業務実施コスト計算書の表示区分及び表示方法については、「第24　国立大学法人等業務実施コスト」及び「第９章　国立大学法人等業務実施コスト計算書」に準じるものとする。特定関連会社の損益については、新たに「損益外特定関連会社損益相当額」を設け、記載する。

第116を第117とし、第101から第115までを1つ繰り下げる。

第100中⑸を⑹とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　連結国立大学法人等業務実施コスト計算書

第100を第101とする。

第99中第2号を第3号とし、第1号の次に次のように加える。

2　国立大学法人法施行規則第14条の３第１項の指定を受けた有価証券を発行する会社等に係る収益及び費用については、この章の規定に基づき算出した額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表の資本剰余金を増減することとする。

第99を第100とし、第85から第98までを1つ繰り下げ、第84の次に次のように加える。

第85　特定の有価証券の会計処理

国立大学法人等が保有する有価証券のうち、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第14条の３第１項の指定を受けた有価証券については、当該有価証券に係る損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、資本剰余金を増減することとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用する。

○文部科学省
経済産業省告示第四号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年三月三十一日　　文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充

特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針

一　特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項

イ　経済産業大臣が産業競争力強化法（以下「法」という。）第十七条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の新たな事業の成長発展を図るものであって、当該計画の申請を行った投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当することを認定の要件とする。

⑴　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該特定新事業開拓投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。